

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主・顧客・従業員・取引先等のステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するための企業価値の拡大に努め、貢献するという経営方針を実現するため、経営上の組織体制を整備するなどの諸施策を実施して、その責任を果たしていくことを基本方針としております。

当社取締役会では、社内取締役と独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、監査役による監査を通して、取締役の業務の適法性、効率性及び意思決定プロセスの妥当性などを厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備、招集通知英文提供】

当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用しておりません。今後の当社株主における機関投資家構成を考慮し、同プラットフォームでの提供が可能となる様に努めてまいります。

なお、招集通知につきましては、第154回定時株主総会の参考書類につき、英文での提供を始めました。

【補充原則3 - 1 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社は、決算短信、決算説明資料、株主総会招集通知(参考書類)、決議通知、及びコーポレートガバナンス報告書につき、英文での情報開示・提供を行っています。それ以外の適時開示等につきましても英文での情報の開示・提供が可能な体制を構築してまいります。

【補充原則4 - 1 中期経営計画の進捗状況分析】

当社は、中期経営計画を外部に公表しておりません。毎年の事業計画に対し、成果と課題を分析した上で、次期の事業計画に反映しています。今後は、会社の中長期的な方向性や経営のあり方を中期経営計画の公表を通じて株主・投資家の皆さまの理解を得られるように努めてまいります。

【補充原則4 - 1 - 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用】

当社は、代表取締役社長である白岩の年齢等を勘案し、現時点においては最高経営責任者等の後継者計画を策定しておりません。ただし将来的な課題として認識しており、後継者計画の具体的な策定については検討してまいります。

【補充原則4 - 10 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、取締役の指名・報酬などに係る独立した諮問委員会は設置いたしました。独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべく諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬に係るプロセスの透明化を目指します。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の取締役は、専門知識や幅広い見識及び企業経営や業務執行に携わった豊富な経験を有しております。

取締役候補者につきましては、今後の事業展開やジェンダーや国際性の面を含む多様性を踏まえ、適切な人材を選任、登用するなど対応してまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、自社の資本コストを把握し、収益力や資本効率等に関して、株主・投資家の理解を得られるように、中長期的な方向性や経営のあり方をまとめた中期経営計画を公表してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】政策保有株式に関する方針

当社は、良好な取引関係の維持発展、業務提携など経営戦略の一環として、持続的な成長と企業価値の向上を図るために株式を保有する場合があります。なお、本書提出時点では、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、提案されている議案が株主価値の毀損につながるものではないかを確認し、賛否を判断した上で、議決権を適切に行使いたします。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社が、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう以下の体制を整備しております。

・取締役の関連当事者間取引については、「取締役会規程」に取締役会決議事項と定めております。また、その取引実績については、取締役会へ報告しております。

・当社グループのコンプライアンスを推進するための基本的な考え方を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」において、利益相反取引等の禁止、情実取引の排除を規定する条項を設け、これらに該当する取引を明確に禁止しております。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は企業年金制度を設けておりません。また、現時点では創設を予定しておりませんが、今後必要と判断された場合は、アセットオーナーとしての機能を発揮できる体制を構築してまいります。

【原則3 - 1】情報開示の充実

()経営理念、経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、「金融を通じて社会に貢献する企業でありつづける」と定めています。株主総会招集通知、有価証券報告書及び当社webサイト <http://www.jia-ltd.com/aboutus/philosophy/> を参照ください。

オペレーティング・リース事業、環境エネルギー事業及びパーツアウト・コンバージョン事業を主力3事業と位置づけ、主力3事業に加え、M & A アドバイザリー事業、保険代理店事業及びプライベート・エクイティ投資事業等を展開しています。当社グループは、これらの多様な事業を金融化し提供するという金融ソリューション事業とメディア関連事業を全国の投資家に販売していくことを通じて、企業価値を高めていくことを基本戦略としています。

主力3事業を中心に事業規模の成長・拡大を図る当社グループは、当事業年度の経営計画を公表しております。

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」、有価証券報告書に記載しておりますので、参照ください。

()役員報酬決定に当たっての方針と手続

本書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」、有価証券報告書に記載しておりますので、参照ください。

()役員候補者の指名・選任・解任を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者につきましては、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスを重視し、外部環境を考慮しつつ指名報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において審議の上決定しております。監査役候補者につきましては、監査役会全体としての知識・経験・能力等のバランスを重視し、監査役会の同意を得た上で、監査役選任議案を取締役に決定しております。

()役員個々の指名・選任についての説明

取締役及び監査役につきましては、株主総会招集通知及び当社ホームページ 役員紹介にそれぞれの選任理由を記載しております。また、取締役候補者及び監査役候補者につきましては、株主総会招集通知に記載のそれぞれの選任議案にて候補者とした理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】取締役会の責務・役割(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、株主に対する責任を踏まえ、重要な業務執行の決定を行うとともに、業務執行を監督します。これにより当社の持続的成長と企業価値の向上を目指します。取締役会規程の付議基準に取締役会の決議を要する重要な事項を定めており、これに該当しない事項の決定については経営陣に委任しております。

なお、プライベート・エクイティ投資案件は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長及び社外取締役等で構成される「投資検討会議」にて審議を行っております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立性の判断基準は、本書「独立役員関係」その他独立役員に関する事項、有価証券報告書に記載しておりますので、参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会全体の考え方

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、全体の半数にあたる4名の独立社外取締役を選任し、当社グループの業務に精通した社内取締役とのバランスを図り、取締役会の全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成としております。取締役候補者につきましては、今後の事業展開、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を踏まえ、適切な人材を選任、登用するなど対応してまいります。

【補充原則4 - 11 - 2】取締役・監査役の上場会社との兼任について

当社の取締役・監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び当社ホームページ 役員紹介において掲載しております。また、本書「取締役関係」、「監査役関係」にも社外取締役・社外監査役における重要な兼職の状況を記載しておりますので、参照ください。

【補充原則4 - 11 - 3】実効性の評価・分析

当社は、取締役会全体の実効性について、全取締役及び全監査役が自己評価を行い、分析、評価の内容を取締役に報告しております。取締役会の実効性が確保されているとの評価の反面、情報提供や配布資料に関する意見もあり、引き続き改善を進めていきます。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役及び監査役が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるように適切な研修、トレーニングを実施します。当社は、顧問弁護士を講師とした取締役と監査役の義務と責任に関する研修を定期的実施しております。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主との建設的な対話を実施しています。取締役管理本部長が統括し、広報・IR室を専任部門としています。IR担当部門は、関係部門と密接に連携し、IR活動を展開しています。株主・投資家とは、代表取締役社長による決算説明会のほか、担当役員及び広報・IR室による個別面談、電話・メールによる問合せに対応しています。株主との対話を通じて得られた意見等は、代表取締役社長、取締役会において情報共有されております。

その他、IR情報の開示に対する基本的な考え方をまとめた「IR情報の開示方針」を当社IRサイト<https://www.jia-ltd.com/ir/disclaimer/> に掲載しておりますので、参照ください。

インサイダー情報管理については、グループ共通の「インサイダー取引防止規程」を定め、グループ各社の役員及び従業員に遵守を徹底することで、重要な事実の適切な管理と内部者取引の未然防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白岩直人	6,875,000	22.88
株式会社こうどうホールディングス	6,400,000	21.30
日本カストディ銀行(信託口)	3,120,000	10.38
村田吉隆	372,000	1.24
石川禎二	368,000	1.22
GOVERNMENT OF NORWAY	366,481	1.22
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	357,000	1.19
THE BANK OF NEW YORK 133972	200,400	0.67
双日株式会社	200,000	0.67
日本カストディ銀行(信託口5)	157,600	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記の「外国人株式保有比率」及び「大株主の状況」は、2020年12月31日現在の状況です。
2. 上記のほか、自己株式540,392株があり、上記の「大株主の状況」の「割合」は、自己株式を除いた発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
森 嶺	他の会社の出身者												
柳井 俊二	その他												
前川 晶	弁護士												
井戸 清人	その他												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

森 嶺	株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)の出身者ですが、2005年の退任後同行グループの業務執行には携わっておりません。また、同行は当社グループにおいて複数ある借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。当社の社外役員に関する独立性基準は後記(4) 独立役員関係 その他独立役員に関する事項 のとおりであります。なお、同氏とは、責任限定契約を締結してあります。同氏の社外取締役としての在任期間は、2021年開催の定時株主総会終結の時をもって8年であります。	長年にわたる国際金融分野における豊富な経験と事業会社における卓越した経営手腕に基づき、当社社外取締役への就任以来、取締役会において積極的かつ有意義な助言及び提言等をいただいております。引き続き、同氏の知見や経験等を経営の監督に活かしていただきたために選任いたしました。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社が定める独立性基準を満たし、当社の主要株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。
柳井 俊二	国際海洋法裁判所判事及びブラウドフットジャパン株式会社取締役をそれぞれ兼任しております。なお、同氏とは、責任限定契約を締結してあります。同氏の社外取締役としての在任期間は、2021年開催の定時株主総会終結の時をもって5年であります。	外務事務次官、駐米大使、国際海洋法裁判所所長を歴任し、国際情勢に関する高い見識と多様性の観点から、当社社外取締役への就任以来、取締役会において積極的かつ確かな意見及び提言等をいただいております。引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたために、選任いたしました。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社が定める独立性基準を満たし、当社の主要株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。
前川 晶	法律事務所イオタのパートナー弁護士、社会福祉法人あすみ福祉会評議員及び東京簡易裁判所調停委員をそれぞれ兼任しております。なお、同氏とは、責任限定契約を締結してあります。同氏の社外取締役としての在任期間は、2021年開催の定時株主総会終結の時をもって3年であります。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、当社社外取締役に就任以来、取締役会において法務リスクやコンプライアンスの観点から積極的かつ的確な意見及び提言等をいただいております。引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたために、選任いたしました。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社が定める独立性基準を満たし、当社の主要株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。
井戸 清人	株式会社国際経済研究所副理事長、株式会社クラレ社外取締役をそれぞれ兼任しております。なお、同氏とは、責任限定契約を締結してあります。同氏は、2021年開催の定時株主総会にて選任いたしました。	財務省国際局長、日本銀行理事、事業会社における社外取締役等を歴任し、国内外の金融情勢及び企業統治に関する高い見識を有していることから、取締役会において的確な意見及び提言等が期待できることから、選任いたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しております。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社が定める独立性基準を満たし、当社の主要株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役
------------------	-----------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 更新

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しております。3名以上の委員(当社取締役)で構成し、委員長は社内取締役であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査責任者は緊密に連携するとともに、定期的に情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小松澤 仁	他の会社の出身者													
山口 久男	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小松澤 仁	株式会社日本証券新聞社監査役(非常勤)を兼務しております。 なお、同氏とは、責任限定契約を締結しております。 当社監査役就任年数は、8年です。	長年にわたる金融機関並びに事業会社での管理部門の要職及び会社経営者として豊富な経験と知識を有しており、当社の社外監査役への就任以来、監査役会において積極的かつ有意義な助言及び提言等をいただいております。加えまして、取締役会におきましても、経営監視の視点から有効な示唆及び提言等をいただいております。 引き続き、同氏の知識や経験等を当社の監査に活かしていただきたいため、選任しております。
山口 久男	同氏は、山口久男税理士事務所所長を兼任しており、同事務所と当社子会社(JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社)との間で顧客紹介契約を締結しております。同子会社が同事務所から顧客紹介を受けた際に支払う報酬額は、第三者との取引と比較して同等の取引条件であり、かつ僅少のため当社の定める「独立性判断基準」の「一定額」の範囲内です。 山口久男税理士事務所の代表、エームサービス株式会社社外監査役(非常勤)及びホームポジション株式会社社外取締役・監査等委員を兼務しております。 なお、同氏とは、責任限定契約を締結しております。 当社監査役就任年数は、7年です。	国税局の要職を歴任し、また、税理士として多くの企業経営全般にわたる指導に従事しており、当社の社外監査役への就任以来、監査役会において積極的かつ有意義な助言及び提言等をいただいております。加えまして、取締役会におきましても、経営監視の視点から有効な示唆及び提言等をいただいております。 引き続き、同氏の知識や経験等を当社の監査に活かしていただきたいため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準について定めております。

独立性判断基準

当社における社外取締役または社外監査役のうち、以下のいずれの基準にも該当しない当該社外取締役または社外監査役は、独立性を有すると判断されるものとしております。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
2. 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者である者
3. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等(その財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。)
4. 当社の主要借入先またはその業務執行者である者
5. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
6. 当社の業務執行者である者が他の会社の社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者である者
7. 当社の大株主またはその業務執行者である者
8. 過去3年間に於いて上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する者(なお、重要な地位にある者に限る)の近親者等
10. 当社または当社の子会社の取締役、執行役員もしくは支配人その他の重要な使用人である者の近親者等

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先である者」とは、当社の直近事業年度における年間連結売上高の1%以上の支払いを当社に行っている者をいう。
3. 「業務執行者である者」とは、会社の業務執行取締役、執行役員または支配人その他の使用人である者をいう。
4. 「主要借入先」とは、直近の事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先であることをいう。
5. 「一定額」とは、年間1,000万円であることをいう。
6. 「大株主」とは、当社における総議決権の10%以上の議決権を保有する者であることをいう。なお、持株比率は自己株式を控除して算定するものとし、大株主には当社自身を含まないものとする。
7. 「重要な地位にある者」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人である者をいう。
8. 「近親者等」とは、配偶者及び二親等内の親族である者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。
付与対象者ならびにその付与個数に関しましては、取締役会にて審議、検討の上決議しており、公正な手続きを行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社役員に対して、新株予約権を発行しております。

有償の新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の2.8%に相当しますが、本新株予約権はあらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

このため、本新株予約権の発行は当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

また、上記の有償の新株予約権とは、別に無償の新株予約権を発行しております。当該新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.0%に相当します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役のそれぞれの報酬は、有価証券報告書、事業報告において総額を開示しております。なお、報酬等の総額が1億円以上の者は存在していません。

2020年12月期において、取締役及び監査役に支払った報酬その他の業務遂行の対価である財産上の利益の額(年額)は、181百万円(10名)であり、その内訳は、取締役7名に対し170百万円(うち社外取締役3名に対し15百万円)、監査役3名に対し10百万円(うち社外監査役2名に対し5百万円)です。取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬は、株主総会で決議した限度額の範囲内で、取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会で審議を行い、その答申に基づいて取締役会にて決定しております。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう中期的には株主利益と連動した報酬体系を目指すものとし、基本報酬で構成します。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、取締役の功績等を考慮し、役位、職責、在任年数に応じて決定いたします。個別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において決定しております。なお、当該決定にあたっては、取締役会決議に基づき設置され、委員に社外取締役を含んで構成される指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部において行っております。

具体的には、当社の事業内容及び事業の進捗状況を適宜説明し、また、必要な資料や情報を速やかに開示し、社外取締役及び社外監査役の業務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名にて構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

各取締役の2020年12月期 取締役会への出席状況は下記のとおりであります。

氏名	取締役会出席回数(出席率)
白岩 直人	13/13回(100%)
石川 禎二	13/13回(100%)
村田 吉隆	13/13回(100%)

杉本 健 13/13回(100%)
森 嶺 13/13回(100%)
柳井 俊二 12/13回(92%)
前川 晶 13/13回(100%)

2. 監査役会・監査役

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名から構成されております。なお、法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監査しております。

監査役会は、原則毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催し、各々監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。

常勤監査役の小林治は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(イ) 監査役会の開催回数と各監査役の出席状況

当事業年度において監査役会は合計13回開催され、各監査役の監査役会及び取締役会への出席状況は、次のとおりであります。

氏名	監査役会出席回数(出席率)	取締役会出席回数(出席率)
小林 治	13 / 13回(100%)	13 / 13回(100%)
小松澤 仁	13 / 13回(100%)	13 / 13回(100%)
山口 久男	13 / 13回(100%)	13 / 13回(100%)

(ロ) 監査役会における主な検討事項

当事業年度において、監査役会における主な検討事項は以下のとおりであります。

年度の監査方針・監査計画・監査の方法・各監査役の職務分担の決定、補欠監査役の選任、会計監査人の評価と再任同意、監査法人から年度監査計画の説明を受け、監査法人の監査報酬に対する同意、常勤監査役による月次活動報告及び内部監査室から内部監査計画、内部監査結果並びに内部統制評価結果等について、意見交換を行っています。

(ハ) 監査役の主な活動

常勤監査役は、監査役会で策定した監査方針・方法及び計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、各事業本部の業務及び財産の状況を調査・確認しております。また、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報、意見交換等を実施しています。

社外監査役は、常勤監査役と同様に取締役会への出席による経営方針の監査、期中監査、会計監査、財務統制に係る内部統制等の監査、期末監査等を行っております。

3. 内部監査

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を設けており、社長直轄の内部監査担当者2名がその業務を遂行しております。

内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と内部監査情報の緊密な連携のもと、内部監査計画書に基づき実施しております。

内部監査結果は代表取締役社長に報告するほか、被監査部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行うことにより、不正行為の未然防止に努めております。

4. 会計監査人

太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人の監査を受けて、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。

なお、業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 鶴見寛
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 河島啓太

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の半数を社外取締役(4名)とし、経営に対するチェック機能を高めております。

また、社外監査役を2名選任し、社外取締役と併せてコーポレート・ガバナンス機能を担保しております。

さらに、必要に応じ顧問弁護士に対して意見を求められる体制も構築しております。

以上より、現状の会社規模等を勘案すれば、現段階においてはガバナンス体制が十分構築できているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第15回定時株主総会招集通知は、2021年3月8日に発送いたしました。 なお、東京証券取引所へは、2021年2月26日に提出いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの方にご出席いただけるよう集中日を避けることに留意しています。 第15回定時株主総会は、2021年3月26日に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	第15回定時株主総会参考書類につき、英文での提供をしております。
その他	第15回定時株主総会招集通知は、2021年2月26日に当社のホームページに掲載して、インターネットによる閲覧を可能としております。 議決権行使の状況は、2021年3月29日付で提出いたしました臨時報告書記載のとおりであります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ではIR情報の開示方針を策定し、当社ウェブサイトにて公表しています。 https://www.jia-ltd.com/ir/disclaimer/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年は、下記の通り開催しております。 2020年2月12日 機関投資家向け決算説明会(公益社団法人日本証券アナリスト協会主催、日経茅場町第1セミナールームにて) 2020年7月31日 機関投資家向け決算説明を電話会議にて開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、PR資料、有価証券報告書又は四半期報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会の招集通知等の情報を掲載しております。 https://www.jia-ltd.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、取締役管理本部長になります。 IR担当部署は、経営企画部広報・IR室になります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンスを推進するための基本的な考え方を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」、「IR情報の開示方針」等において、ステークホルダーの立場を尊重する旨を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を開示することが上場会社としての責務であると考えており、この責任を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分認識しております。このことを常に認識し、株主や投資家に対して迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。 当社は、「IR情報の開示方針」を定めて、企業経営情報である財務報告書や企業活動に係わる情報を適時に開示しており、また、当社ホームページへも掲載し、積極的に情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

1. 当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社及び当社子会社(以下、あわせて「当社グループ」という。)の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2)取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (3)コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会により取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識したうえで、法令遵守体制を整備し、推進する。
- (4)代表取締役社長直轄の内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (5)法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社グループの通報窓口を設置し、適切に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。
- (2)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は、コンプライアンス、個人情報、自然災害、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- (2)リスク情報等については各部門責任者並びにグループ会社各責任者より取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、組織横断的にリスク状況を監視し、対応する。また、それぞれの担当部署は、リスク管理に関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、適切にリスク対応を行う。
- (3)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止するものとする。
- (4)内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直すものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、代表取締役及び各取締役は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、社内規程に定められた権限及び責任の範囲で、自己の業務を執行する。
- (2)取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行い、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (3)各部門においては、社内規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

5. 当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社においては、「グループ経営理念」に基づき、社会倫理、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、業務の適正を確保し、実効性のある経営管理を行う。
- (2)子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な規程並びに取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程の整備を推進する。
- (3)子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備を推進するとともに、グループ各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保する。
- (4)子会社においては、損失の危険の管理に関する規程の整備を推進するとともに、個々のリスクの把握と統合的なリスク管理の体制を整備し、不測の事態が発生した場合には損害拡大を防止すべく適切な対応を行うものとする。
- (5)子会社においては、当社に対し必要な経営上の報告を行う。
- (6)当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況を監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役からの求めがある場合には、速やかに監査役を補助する使用人を置くこととする。
- (2)指示を受けた使用人はその指示に関しては、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示の実効性を確保するとともに取締役からの独立性を確保する。
- (3)監査役の指示に従ったことを理由に、人事その他社内処遇上、何らの不利益な取扱をすることは行わない。

7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求められることができることとする。
- (2)当社グループの取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、その他、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに当社監査役又は監査役会に対して報告を行う。当該報告事項には、当社グループ会社から当社取締役及び使用人が報告を受けた重要事項を含む。
- (3)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)監査役がその職務の執行に必要な費用について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払又は償還の請求をした場合は、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、代表取締役との間で定期的な会合をもち、情報交換や業務執行状況を報告、検討するなど代表取締役との相互認識を深めた体制とする。
- (2)監査役は、内部監査部門・会計監査人との連携等を通じ、監査の実効性と効率を高めた体制を構築する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の体制を構築する。

【当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社グループは、グループ経営理念の実現のため、当社グループの役員員に対して、その理念を周知しています。
 - (2)当社グループの役員員は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止等を図るため、入社時及び毎年度に「コンプライアンス・マニュアル」を理解し、遵守する旨の誓約書を提出しています。
 - (3)当社グループの役員員から通報や相談を受ける内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めています。通報窓口は、常勤監査役、グループ法務・コンプライアンス部及び社外の法律事務所となります。
 - (4)インサイダー取引の防止に関しては、インサイダー取引防止規程を制定し当社グループの役員員に周知徹底しており、法人関係情報についても社内にて厳重に一元管理しております。加えて、eラーニングを実施するとともに、当社グループの役員員による当社株式の売買については、発注前の売買届出を徹底し情報管理責任者による発注の可否の審査を経て発注するフローにしており、不正売買に対する牽制機能を強化しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
- (2)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧しています。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っています。
- (2)安否確認システムを活用した役員員の安否確認の実施、新型コロナウイルス感染症への感染防止対応策を講じるなど、災害等の発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えています。
- (3)内部監査部門は、当社グループの業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

5. 当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握しています。
- (2)当社子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業の進捗状況や業績動向の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議を行っています。
- (3)当社子会社の管理を担当する部門は、当社子会社の事業と密接に関連する担当本部とし、担当本部は、当社子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導しています。また、当社子会社の経営計画、資金・業績・人事等の経営管理は、管理本部がチェックしています。
- (4)当社の監査役は、当社子会社の監査役と定期的に意見交換や問題を共有し、内部監査担当者は、当社子会社の内部監査を実施しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)当社は、監査役を補助する使用人を置いていません。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに対応します。

7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握しています。また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。
- (2)当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等の内容を報告しています。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務

の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)監査役がその職務の執行について生ずる費用は、会社が負担しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、監査体制の状況に関しては、監査役は取締役会のほか重要な会議及び当社子会社の監査役との連絡会議等に出席し報告を受けた内容の監視・検証を行っております。監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査結果の報告を受け、会計監査人からは会計監査及び内部統制の監査結果について報告を受け討議を行っております。
- (2)監査役会は、代表取締役との定期的な会合を実施し、監査に関する重要課題、会社が対処すべき課題等について意見交換を行っております。
- (3)内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、外部監査人との協働を含め内部統制の有効性の評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1)当社グループは、反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

- (2)反社会的勢力による被害を防止するための教育体制を構築するとともに、対応方法等を整備し、周知する。
- (3)反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)当社グループは、反社会的勢力等からの不当要求に対応する統括部署を設置し、反社会的勢力との取引を防止しております。
- (2)当社グループは、反社会的勢力の事前排除に関し必要な事項を定め、体制を整備し健全な業務の遂行を確保しています。
- (3)反社会的勢力による被害を防止するための教育を実施し、内部管理体制を強化しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

情報開示の社内体制

情報開示については、当社経営企画部 広報・IR室(以下、「情報開示担当部署」という。)が担当部署となり、東京証券取引所との窓口業務のほか、適時開示規則に沿った情報開示業務を統轄します。

情報開示担当部署は、社内の各部門に適時開示の重要性について周知に努め、社内の各部門は、事業活動に伴う決定事実、発生事実のうち投資家の投資判断に重要な影響を与えられらるものについて、情報開示担当部署に報告・相談を行います。またそれら重要な情報は、内部報告もしくは所定の決裁承認の過程で、情報開示担当部署に集約されます。

また、子会社における決定事実、発生事実及び決算情報などの重要事項についても、当社所定の決裁を取得すること、あるいは報告することを義務付けており、グループ内の会社情報で重要あるいは重要である可能性がある情報は、子会社より当該子会社を主管する部署への内部報告あるいは当社所定の決裁承認の過程で、社内の各部門より遺漏・遅滞なく情報開示担当部署へ集約されます。



